

市川市所轄各社会福祉法人 理事長様

令和2年度の市川市社会福祉法人指導監査は、令和2年10月7日から令和2年12月16日までの期間において、6法人に対して実施いたしました。

指摘方法別の件数は別表1のとおりであり、うち文書指摘基準に該当する内容は、法人運営及び会計管理ごとに、それぞれ別表2及び別表3のとおりです。

複数の法人が同じ文書指摘基準に該当した内容がありますが、その内容は法人において誤りが生じやすいものと考えられます。

そこで、今般、複数の法人が該当することとなった文書指摘基準の内容について取り上げ、留意点をまとめてみましたので、実務の参考にしていただければ幸いです。

なお、本通知に用いる略称は次のとおりです。

- ・法人：社会福祉法人
- ・法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- ・定款例：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）別紙2「社会福祉法定款例」
- ・運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

目次

第1.【評議員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】	
第2.【評議員会の招集事項の決定について】	2
第3.【評議員会の招集通知の発出について】	3
第4.【役員を選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】	4
第5.【監事を選任に係る現任の監事の同意について】	5
第6.【理事改選後の理事会の招集及び招集手続の省略による理事会の開催について】	
第7.【役員等の報酬等に係る事項について】	8
第8.【法人の業務執行の決定について】	9
第9.【財産目録の様式の遵守について】	10
第10.【財産目録に記載する基本財産の表記について】	11
別表1 指摘方法別の件数の集計	12
別表2 法人運営についての文書指摘内容	13
別表3 会計管理についての文書指摘内容	19

第1.【評議員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】

本項に記載した内容については、「令和3年度市川市社会福祉法人指導監査の結果について」（以下、「令和3年度報告書」といいます。）の公表に伴い、令和3年度報告書中、第1.【評議員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】のとおり改めましたので、令和3年度報告書第1.【評議員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】を参照してください。

第2.【評議員会の招集事項の決定について】

評議員会を招集する場合には、事前に、理事会の決議によって、次に掲げる事項（以下、「招集事項」という。）を定めなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）が、これらの一部が定められていない事案がみられた。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

➡ ・「目的である事項」とは議題（会議にかける題目）のことであり、決議事項と報告事項がある。

・「議案」とは、会議において議決するために提出する原案（具体的な提案）のことである。

・「議題」と「議案」の違いは次の例のとおりである。

議題・・・「理事〇名の選任の件」

議案・・・「〇〇を理事とすること」

※ただし、実務慣習上、議事録や招集通知で、「議題」の表題を「第1号議案」と記載することがあるので、混同しないよう注意が必要である。

➡ 招集事項を記載した「招集通知（案）」及び各議案を記載した「議案書」を配布して説明を行い、理事会の承認を得ることが適当である。

➡ 評議員会の招集事項を決議した理事会議事録の記録例は、次のとおりである。

「第〇号議案 評議員会の招集の件について

理事長より、評議員会について、別添の招集通知（案）のとおり招集事項を定めて開催したい旨の説明があった。また、別添議案書に基づき、目的である事項（議題）に係る議案の詳細説明があった。

・日時 〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇分から

・場所 社会福祉法人〇〇会 本部会議室

・目的である事項（議題）

(1) 決議事項

第1号議案 ○年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件

第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

第3号議案 理事の報酬額決定及び監事の報酬額決定の件

第4号議案 役員等に対する報酬等の支給の基準の承認の件

第5号議案 定款変更の件

(2) 報告事項 ○年度事業報告の件

・議案の概要 別添の議案書のとおり。

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。」

第3.【評議員会の招集通知の発出について】

評議員会を招集するには、上記第2のとおり理事会の決議によって招集事項を定めなければならないが、その上で、評議員に対して、これらの事項を漏れなく記載した通知を発しなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条）が、理事会の決議を経ないで通知が発出されている、又は、理事会の決議を経た招集事項のうち一部の記載が招集通知に漏れている事案がみられた。

- ➡ 理事会で招集事項を決議する前に、評議員会の開催日時等を記した通知を評議員に送付している例があるが、これは日程調整等を目的とした連絡（事実行為）にすぎず、これでは法が規定する招集通知を発出したことにはならない。
- ➡ ・理事会で招集事項を決議した後に、評議員へ招集通知を発出すること。
 - ・招集事項を決議する理事会の招集通知と評議員会の招集通知を同時に発出しないこと。
- ➡ ・招集通知には、理事会の承認を得た各「議案書」を添付することが適当である。
 - ・とくに、定時評議員会の招集の通知に際しては、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならないことが、法令上義務付けられていることに留意すること（法第45条の29、規則第2条の40第2項）。
- ➡ 評議員会の招集通知に記載する招集事項の記載例は、次のとおりである。
 - 「1 日時 ○年○月○日（○曜日） ○時○分から
 - 2 場所 社会福祉法人○○会 本部会議室
 - 3 目的である事項（議題）
 - (1) 決議事項

- 第1号議案 ○年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件
第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件
第3号議案 理事の報酬額決定及び監事の報酬額決定の件
第4号議案 役員等に対する報酬等の支給の基準の承認の件
第5号議案 定款変更の件
(2) 報告事項 ○年度事業報告の件

4 議案の概要

- 第1号議案 別添「決算関係資料（計算書類・財産目録）」のとおり。
第2号議案 別添「役員候補者推薦書」とおり。
第3号議案 別添「理事及び監事の報酬総額（案）」のとおり。
第4号議案 別添「役員等に対する報酬等の支給の基準（案）」のとおり。
第5号議案 別添「定款変更（案）」のとおり。」

第4.【役員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】

本項に記載した内容については、令和3年度報告書の公表に伴い、次の通り、全文を改正いたしました。

理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれなければならない（法第44条第5項）、また監事のうちには、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれなければならない（法第44条第4項）ため、これらの資格を有する者として選任する役員候補者については、選任の手続において、それぞれこれらの資格を有する者である旨を説明することが必要であるが、この説明がなされていない事案がみられた。

➡・「選任の手続」とは、役員の選任案を理事会で決定する場合は、①理事会で評議員会に提案する選任候補者の選任案を審議する段階及び②評議員会で選任候補者の選任案を審議する段階の各段階の手続をいう。

・上記①の段階における「説明」は、選任案の提案を行う理事が、法に定める資格を有する者として選任する役員候補者が当該資格を有する者であると判断した理由を記載した「役員候補者推薦書（案）」に基づき、法に定める資格を有する者として選任する役員候補者が当該資格を有する者である旨及びそのように判断した理由を説明することが適当である。

・上記②の段階における「説明」は、理事長が、理事会の承認を得た上「役員候補者推薦書」に基づき、法に定める資格を有する者として選任する役員候補者が当該

資格を有する者である旨及びそのように判断した理由を説明することが適当である。

- ➡ 「役員候補者推薦書（案）」は、別添2「役員候補者推薦書（案）」を参照されたい。なお、同推薦書（案）には、その他、各候補者が欠格事由、暴力団等の反社会的勢力の者及び親族その他特殊関係に該当しないかを確認した結果並びに各候補者の法人内外における兼職状況について確認した結果についても記載することが適当である。
- ➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められる。

そのため、役員を選任候補者の選任案を決議した理事会の議事録及び役員を選任を決議した評議員会の議事録には、それぞれ、法に定める資格を有する者として選任する役員候補者が当該資格を有する者である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておくこと。

なお、法に定める資格を有する者として選任する役員候補者が当該資格を有する者であると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあっては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書（案）」を添付し、評議員会の議事録にあっては、当該理由を記載した「役員候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

第5.【監事を選任に係る現任の監事の同意について】

理事会が監事を選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）が、この同意がなされていない事案がみられた。

- ➡ 「監事の過半数」とは、当該議案の提出時において在任する監事の過半数をいう。在任する監事が2名の場合は2名の同意が必要となる。
- ➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められる。

そのため、評議員会に提出する監事を選任に関する議案について監事の過半数の同

意を得たときは、これを証する書類を適正に作成し保存しておくこと。

- ➡ 評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。
- ➡ 監事の同意書は、別添3「監事選任議案に関する監事の同意書」を参照されたい。
- ➡ 評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを理事会議事録に記載した場合の記録例は、次のとおりである。

「第〇号議案 次期役員候補者の件

事務局より、評議員会に提出する議案として、議案書「役員候補者推薦書（案）」に基づき説明があり、事務局案として、理事4名と監事2名を重任とし、理事2名を新任の候補者としたことについて説明があった。

（途中略）

また、事務局より、監事の選任に関する議案については現任の監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、現任の監事である〇〇監事及び〇〇監事から、議案書の監事候補者に同意する旨、発言があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事

〇〇議長 その他、ご質問等はございませんか。ないようですので、お諮りします。第2号議案について、承認ということよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

〇〇議長 本件は原案のとおり出席理事全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

（途中略）

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

第6.【理事改選後の理事会の招集及び招集手続の省略による理事会の開催について】

理事改選後の理事会の招集が適正に行われておらず、また、速やかに理事会を開催するために設けられた「招集手続の省略」の手続が適正に行われていない事案がみられた。

➡ 理事全員の改選に伴う新理事長の選定を行うための理事会の招集を、改選前の理事長が改選前に行っているケースがあるが、改選前の理事長には改選後の理事会を招集する権限はないため、かかる運用は認められないことに注意すること（法第45条の14第1項）。

➡ ・評議員会で理事全員が改選されたときは、速やかに、新理事によって構成される理事会を開催し、新たな理事長を選定すべきこと（法第45条の13第3項）。

・理事会を招集する者は、原則として理事会の日の1週間前（中7日）までに各理事及び各監事に対しその通知を発しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）が、これでは速やかに新理事長を選定することができないので、評議員会で新理事が選任された後に、理事会の招集手続の省略（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）により、理事会を同日開催して、理事長選定を行うことが望ましいこと。

・「招集手続の省略」の方法による理事会の開催とは、理事及び監事の全員が招集の手続を経ることなく理事会を開催することについて同意した場合に、招集の手続を経ることなく理事会を開催することをいう。理事会の「招集通知の省略」という言い方がされることもあるが、同義である。

➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められる。

そのため、理事及び監事の全員の同意により招集手続を省略して理事会を開催したときは、理事及び監事の全員の同意があったことを客観的に確認できる書類を作成し、保存しておくこと。

➡ 理事会の招集手続を省略することについての理事及び監事の同意の取得及び保存の方法については法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事的全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等の方法で作成し、保存しておくことが適当である。

➡ 同意書は、別添4「理事会招集手続の省略における同意書」を参照されたい。

➡ 理事会の招集手続を省略することについての理事及び監事の同意があったことを理事会議事録に記載した場合の記録例は、次のとおりである。

「開会に先立ち、事務局より、招集手続を省略して本理事会を開催することにつき本日出席の理事及び監事全員の同意があったこと、並びに本日欠席の〇〇理事からは、

別添のとおり本理事会の招集手続の省略に係る同意書が提出されていることが報告された。」

第7.【役員等の報酬等に係る事項について】

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条)、監事の報酬等の額も、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項)。

しかるに、理事又は監事の報酬等の額につき、定款にその額を定めていない場合において、評議員会の決議により定めていない事案がみられた。

➡ 評議員、役員(理事及び監事)の報酬等(注)については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、

①報酬等の額について、次の方法で定める

i 評議員：定款で定める

ii 役員：定款で定める、又は、評議員会の決議により定める

②評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する

③評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する必要がある。

(注)「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。

➡ 定款において無報酬と定めた場合を除き、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、両方を規定する必要があることに留意する必要がある。

➡ 報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議員や役員に報酬等を支給しなければならないことを意味するものではなく、無報酬とすることも認められる。その場合には、原則として報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときは無報酬である旨を定めることとなるが、定款において無報酬と定めた場合については、支給基準を別途作成する必要はない。

第8. 【法人の業務執行の決定について】

理事会の権限である法人の業務執行の決定を理事長等の理事に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項等については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することはできない（法第45条の13第4項）。

しかるに、施設長の選任等、理事会から委任された事項以外の事項について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。

- ➡ 法人の業務執行は理事会が決定し（法第45条の13第2項第1号）、理事長（理事長又は業務執行理事）がこれを執行する（法第45条の16第2項）。
- ➡ ただし、法第45条の13第4項の規定により理事に委任することができない重要な業務執行を除くほか、日常の業務として、理事会が 定款施行細則等の規程等により定める業務については、理事長が専決し、かつ執行することができる。そして、専決した業務については、これを理事会に報告することとされている（定款例第24条ただし書、ガイドラインIの6の（1）の3の着眼点の1つ目の○）。
- ➡ 多くの法人では、法人の業務執行の決定に係る理事会の権限のうち理事長に委任した事項については、理事会で定める定款施行細則において「理事長専決事項」として明記している。
- ➡ 法人の業務について、理事長専決事項以外の全ての業務と理事長専決事項ごとに、それぞれの「業務執行の決定」及び「その報告」、並びに「業務執行」及び「その報告」についての法令又は定款の規定ぶりを示すと次の表のとおりとなる。

なお、表中示していないが、理事長専決事項については、さらに、その一部を、理事会の決定により業務執行理事又は施設長の専決事項とすることができる。

	理事長専決事項以外の全ての業務	理事長専決事項
業務執行の決定	理事会が決定する（法第45条の13第2項第1号）。	理事長が決定する（定款例第24条但書）。
業務執行の決定（専決）の報告	—	理事長が理事会に報告する（定款例第24条但書）。
業務執行	理事長（理事長又は業務執行理事）が執行する（法第45条の16第2項）。	理事長（理事長又は業務執行理事）が執行する（法第45条の16第2項）。
業務執行の報告	理事長（理事長及び業務執行理事）が理事会に報告する（法第45条の16第3項）。	理事長（理事長及び業務執行理事）が理事会に報告する（法第45条の16第3項）。

第9.【財産目録の様式の遵守について】

財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙4（別添5参照。）において定められている。（会計省令第31条、第34条、運用上の取扱い26）。

しかるに、財産目録の記載が、様式中例示された記載例又は様式の表の欄外に示されている「記載上の留意事項」に従っていない事案がみられた。

- ➡ 様式中例示された記載例に従って記載するとは、例えば次のように記載することをいう（但し、例示中「〇〇」又は「〇」の部分には、適切な文言を補って記載するものとする。）。
 - ・ 「I資産の部」の「1流動資産」中「普通預金」の「場所・物量等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「〇〇銀行〇〇支店（他）」と記載すること。
 - ・ 「I資産の部」の「1流動資産」中「事業未収金」の「使用目的等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「〇月分介護報酬（等）」等記載すること。
 - ・ 「I資産の部」の「2固定資産」中「土地」又は「建物」の「場所・物量等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「（〇拠点）〇〇市〇〇町1-1-1」と記載すること。
 - ・ 「I資産の部」の「2固定資産」の「(2)その他の固定資産」中「〇〇積立資産」の「場所・物量等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「定期預金〇〇銀行〇〇支店（等）」と記載すること。
 - ・ 「I資産の部」の「2固定資産」の「(2)その他の固定資産」中「〇〇積立資産」の「使用目的等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金（等）」と記載すること。
 - ・ 「II負債の部」の「1流動負債」中「事業未払金」の「場所・物量等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「〇月分水道光熱費（他）」等記載すること。
 - ・ 「II負債の部」中「〇〇借入金」の「場所・物量等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「〇〇銀行〇〇支店（他）」（独立行政法人福祉医療機構からの借入がある場合は「独立行政法人福祉医療機構（他）」）と記載すること。
 - ・ 「II負債の部」の「1流動負債」中「職員預り金」の「場所・物量等」の欄には、様式中例示された記載例に従い、「〇月分源泉所得税（他）」等記載すること。
- ➡ 記載上の留意事項については次のとおりである。なお、母子生活支援施設、婦人保護施設等の場所は公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがあるため、これらの場所が記載された財産目録を公表する場合は取扱いに留意する必要がある。
 - ・ 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。

- ・ 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。
- ・ 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。
- ・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。
- ・ 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・ 建物についてのみ「取得年度」欄に記載すること。
- ・ 減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載すること。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。
- ・ 車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とすること。
- ・ 預金に関する口座番号は任意記載とすること。

第10. 【財産目録に記載する基本財産の表記について】

財産目録に記載する基本財産については、定款の記載事項である（法第31条第1項第9号、定款例第28条第2項）ことから、定款の規定と一致する必要があるが、一致していない事案がみられた。

- ➡ 基本財産である土地又は建物に係る「場所・物量等」の表記を、定款に規定する基本財産の所在地の表記と一致させること。

以上

別表1 指摘方法別の件数の集計

	文書指摘	口頭指摘	合計	助言
法人運営	40	55	95	41
会計管理	14	26	40	32
合計	54	81	135	73

凡例

文書指摘：法令や通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令や通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込める場合

助言：法令や通知等の違反には該当しないが、法人運営に資すると考えられる事項

※表中の件数は、同じ内容の指摘又は助言を複数の法人に行った場合は、その延べ件数を表しています。

別表2 法人運営についての文書指摘内容

項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
1-1 定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	定款に記載された内容と事実とが異なる場合	基本財産に関する定款の定めにおいて、建物の「所在」と「構造」に関する記載が不動産登記簿の表示と異なっている。
1-3-(1) 評議員・評議員会（選任）	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合	<p>評議員選任・解任委員会への議案においても、提案理由説明においても職歴を披露し知識経験を有する者であることを説明するにとどまっている。</p> <p>評議員選任・解任委員会への提案理由においても、同委員会における選任決議においても、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることの説明がなされていない。</p>
		<p>定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに招集されていない場合</p> <p>評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない場合</p> <p>評議員会の招集通知に必要な事項が記載されていない場合</p>	<p>令和2年度の定時評議員会を開催していない。</p> <p>「評議員会の招集事項」のうち「議案の概要」を理事会において定めていない（2法人）。</p> <p>「評議員会の招集事項」のうち「議案の概要」が記載されていない（2法人）。</p> <p>役員の選任に係る「議題」及び「議案の概要」が記載されていない。</p>
1-3-(2) 評議員・評議員会（招集・運営）	1 評議員会の招集が適正に行われているか。		

1-3-(2) 評議員・評議員会 (招集・運営)	2 決議が適正に行われているか。	決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合	評議員会の決議に際し、その決議について特別の利害関係を有する評議員の存否について、確認を行っていない。
		ガイドラインに定める指摘基準に該当しない社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程の重大な違反がある場合 ・法第45条の8第2項違反	法令・定款に定めていないにかかわらず、予算の承認及び事業計画の承認を評議員会の承認に係らしめているほか、監事の辞任に際し、評議員会においてその承認が行われている。
	3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名の記載がなされていない。
	4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合	令和元年度の計算関係書類等を作成しておらず、監事の監査及び理事会の承認並びに定時評議員会の承認を受けていない。
1-4-(3) 理事 (適格性)	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合	理事の選任に当たり、各理事と特殊の関係にある者に該当するか否かについて、理事候補者に提出させる誓約書の内容としていない。

1-4-(3) 理事 (適格性)	2 理事として含まれていない者が選任されているか。	理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合	「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として選任する理事候補者について、選任の手続きにおいて、同識見を有する者である旨を説明していない（2 法人）。
		理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合	「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として選任する理事候補者について、選任の手続きにおいて、同実情に通じている者である旨を説明していない（2 法人）。
1-5-(2) 監事 (選任及び解任)	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合	評議員会に監事の選任に関する議案を提出しているが、在任する監事の過半数の同意を得ていない（3 法人）。
	2 監事となることができな者が選任されていないか。	監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない場合	監事の選任に当たり、各役員と特殊の関係にある者に該当するか否かについて、監事候補者に提出させる誓約書の内容としていない。
	3 法に定める者が含まれているか。	監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として評議員会の決議等について適正な手続により選任された者がいない場合	「社会福祉事業について識見を有する者」として選任する監事候補者について、選任の手続きにおいて、同識見を有する者である旨を説明していない（2 法人）。

1-5-(2) 監事 (選任及び解任)	3法に定める者が含まれているか。	監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続により選任された者がいない場合	「財務管理について識見を有する者」として選任する監事候補者について、選任の手続きにおいて、同識見を有する者である旨を説明していない(2法人)。
1-6-(1) 理事会(審議状況)	1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	招集権を有さない者が理事会を招集している場合	任期の到来による役員の改選後に開催する理事会の招集を、改選前の理事が行っている(2法人)。
	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合	法人が、理事会の決議について特別な利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に確認していない。
	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合	定款施行細則により、「施設長及び主要職員」を除く職員の任免を理事長が専決により行うことができる旨を規定しているが、理事会の決定において、理事長に委任される範囲が明確に定められているとは言い難い。
	4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	理事長が、理事会において、3か月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていない場合	理事長が、定款により、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上行うこととされている職務の執行状況についての報告をしていない。

1-8-(1) 評議員等の報酬 (報酬)	2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合において、評議員会の決議により定められていないとき	理事の報酬等の額について、定款にその額を定めていないのに、評議員会の決議によって定めていない（2 法人）。
	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	定款に監事の報酬等の額が定められていない場合において、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていないとき	監事の報酬等の額について、定款にその額を定めていないのに、評議員会の決議によって定めていない（2 法人）。
1-8-(2) 評議員等の報酬 (支給基準)	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定めているか。	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない場合	評議員会の決議によって理事及び監事の報酬等の額を無報酬と定めているが、報酬等の支給の基準に、理事及び監事に報酬等を支給する旨の規定がある。
1-8-(3) 評議員等の報酬 (支給)	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	支払われた報酬等の額が定款で定められた額を超えている場合	定款において評議員を無報酬とすることを定め、また評議員会決議により役員を無報酬とすることを定める一方で、評議員会等に出席した評議員及び役員に対し、実費相当額を超えて交通費を支給しており、当該評議員及び役員に対して報酬等を支給している状況となっている。
3-1 人事管理	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行っている場合	重要な役割を担う職員の選任につき、理事会の決議を経ない（2 法人）。

3-2-(4) 資産管理（不動産の借用）	1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。	社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定がなされていない場合	国又は地方公共団体以外の者との間で締結した、特別養護老人ホームの進入・退出の用に供する土地に係る賃貸借契約が、存続期間の定めがないものとなっており、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定したものとは認められない。
----------------------	-------------------------------	---	---

※「項目」、「監査事項」及び「文書指摘基準」により、該当するガイドラインの記述を示し、「適要」により各法人の違反内容の概要を示しています。

※表中赤で網掛けした部分は、令和2年度において指導監査を実施した6法人中3法人に該当がみられた内容を示し、また青で網掛けした部分は同じく6法人中2法人に該当がみられた内容を示しています。

別表3 会計管理についての文書指摘内容

項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
3-3-(2) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。	経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合	基本財産以外の固定資産を除却する際に、事前に理事長の承認（ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認）を得ていない。
	2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。	管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない場合	会計責任者と出納職員が兼任されており、業務の監督ができない体制となっている。また、会計責任者が金融機関との取引に使用する印鑑の保管・管理を行っており、会計責任者はまた預金通帳をも保管・管理している。
3-3-(3) 会計処理	3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	作成すべき計算書類が作成されていない場合	各会計年度に係る計算書類及び附属明細書、並びに成立の日における貸借対照表及び財産目録を作成していない。
		第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されていない場合	施設の創設のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金が、基本金として純資産の部に組み入れられていない。
		会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合	常勤職員に支払う諸手当は、計算書類上、「職員給与（支出）」の勘定科目を用いて計上すべきところ、「職員賞与（支出）」の勘定科目を用いて計上している。
3-3-(5) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	把握された注記すべき事項が注記されていない場合	拠点区分ごとに行うべき注記がなされていない。

3-3-(5) 附属 明細書等	2 附属明細書 が法令に基づ き適正に作成 されているか。	作成すべき附属明細書 が作成されていない場合	事業区分間及び拠点区分間繰入金明 細書（別紙3（④））が作成されていな い。
		附属明細書について計 算書類の金額と一致して いない場合	運用上の取扱い（別紙3（③））補助 金事業等収益明細書における「交付金 額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区 分小計」欄の金額が、拠点区分事業活 動計算書の勘定科目の金額と一致して いない。
		附属明細書が様式に従 っていない場合	補助金事業等収益明細書（別紙3 （③））の記載内容が不足しており、ま た国庫補助金等特別積立金明細書（別 紙3（⑦））が様式に従って作成されて いない。
	3 財産目録が 法令に基づき 適正に作成さ れているか。	基本財産が定款と一致 しない場合	基本財産である土地又は建物に係る 「場所・物量等」の表記が、定款の表 記と異なっている（3法人）。
		財産目録が様式に従っ ていない場合	財産目録が様式に従っていない（2 法人）。

※「項目」、「監査事項」及び「文書指摘基準」により、該当するガイドラインの記述を示し、「適要」により各法人の違反内容の概要を示しています。

※表中赤で網掛けした部分は、令和2年度において指導監査を実施した6法人中3法人に該当がみられた内容を示し、また青で網掛けした部分は同じく6法人中2法人に該当がみられた内容を示しています。